

武蔵野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月20日

提出者 武蔵野市長 松 下 玲 子

武蔵野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例

武蔵野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年12月武蔵野市条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
<p>(所得の制限)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所得のあった翌々年の1月1日から1年間は対象者としな</p> <p>(1) 対象者の属するひとり親家庭の父又は母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）の前々年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>控除対象配偶者及び扶養親族</u>（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。ただし、ひとり親等（父又は母に限る。以下この号において同じ。）の監護する児童が、当該児童を監護していない母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき</p>	<p>(所得の制限)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所得のあった翌々年の1月1日から1年間は対象者としな</p> <p>(1) 対象者の属するひとり親家庭の父又は母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）の前々年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>同一生計配偶者及び扶養親族</u>（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。ただし、ひとり親等（父又は母に限る。以下この号において同じ。）の監護する児童が、当該児童を監護していない母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき</p>	<p>字句の改正</p>

<p>は、規則で定めるところにより、ひとり親等が当該費用の支払を受けたものとみなして、所得の額を計算するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p>	<p>は、規則で定めるところにより、ひとり親等が当該費用の支払を受けたものとみなして、所得の額を計算するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p>	
---	---	--

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項第1号の規定は、平成32年1月1日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(提案理由)

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）の施行による所得税法（昭和40年法律第33号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。